

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年11月30日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社間組

【英訳名】 HAZAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 名 順 一

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5700

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部副本部長 遠 藤 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5700

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部副本部長 遠 藤 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社間組横浜支店
(横浜市中区元浜町三丁目21番2号)

株式会社間組名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目4番16号)

株式会社間組大阪支店
(大阪市北区堂島浜二丁目2番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	99,751	105,441	99,977	225,328	230,474
経常利益 (百万円)	2,594	2,326	724	6,105	5,647
中間(当期)純利益 (百万円)	1,820	803	80	2,608	2,132
純資産額 (百万円)	26,883	28,936	30,908	27,987	31,227
総資産額 (百万円)	165,200	164,717	169,310	174,610	173,772
1株当たり純資産額 (円)	158.48	179.02	198.30	167.81	200.23
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	17.83	7.67	0.41	24.01	19.24
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	12.67	5.59	0.41	18.16	14.84
自己資本比率 (%)	16.3	17.6	18.2	16.0	18.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,422	5,398	4,256	1,276	5,142
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,891	1,179	205	5,129	1,642
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,642	4,486	5,666	5,983	3,572
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	16,713	19,047	22,770	20,947	21,202
従業員数 (人)	2,563	2,445	2,517	2,420	2,426

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

3 従業員数は就業人員数を表示している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	87,821	93,534	89,118	199,734	206,299
経常利益 (百万円)	2,464	1,832	673	5,601	5,357
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (百万円)	1,026	360	69	1,404	1,900
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250
純資産額 (百万円)	23,491	24,796	26,979	24,165	27,243
総資産額 (百万円)	152,744	152,405	160,627	160,748	161,250
1株当たり純資産額 (円)	124.55	137.62	159.01	129.59	160.38
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は中間純 損失金額() (円)	9.89	3.24	1.09	11.97	16.93
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	7.14	2.51	1	9.78	13.23
1株当たり配当額 (円)				普通株式 0.00 第 種優先株式 64.56 第 種優先株式 74.56 第 種優先株式 84.56 第 種優先株式 79.56	普通株式 1.50 第 種優先株式 64.72 第 種優先株式 74.72 第 種優先株式 84.72 第 種優先株式 79.72
自己資本比率 (%)	15.4	16.3	16.8	15.0	16.9
従業員数 (人)	2,085	2,014	2,064	2,002	2,008

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

3 1 中間純損失のため記載していない。

4 従業員数は就業人員数を表示している。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	2,214
その他の事業	248
全社(共通)	55
計	2,517

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	2,064
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員である。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、民間需要による設備投資が持続し、これに個人消費の増勢や雇用状況の改善が加わる形で内需拡大の傾向がさらに鮮明となっており、景気の拡大が戦後最長の「いざなぎ景気」を更新する勢いを見せている。

当社グループの主たる事業の建設産業においては、工場等の民間建設投資が増加する一方で、公共事業投資の減少等により全体としては建設投資が依然低い水準にとどまる中、受注競争のさらなる激化により一段と厳しい状況になっている。

こうした状況のもと、当社グループの中間連結会計期間の業績は、売上高は999億円（前中間連結会計期間比5.2%減少）、営業利益は14億円（前中間連結会計期間比46.3%減少）、経常利益は7億円（前中間連結会計期間比68.9%減少）、中間純利益は80百万円（前中間連結会計期間比90.0%減少）となった。

（注）「第2事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している

事業の種類別セグメント

（建設事業）

受注高は1,072億円（前中間会計期間比25.3%増加、提出会社単体ベース）、完成工事高は918億円（前中間連結会計期間比5.3%減少）、営業利益は16億円（前中間連結会計期間比39.4%減少）となった。

（その他の事業）

売上高は80億円（前中間連結会計期間比3.8%減少）、営業利益は1億円（前中間連結会計期間比56.9%減少）となった。

所在地別セグメント

（日本）

売上高は859億円（前中間連結会計期間比6.3%減少）、営業利益は18億円（前中間連結会計期間比37.5%減少）となった。

（その他の地域）

売上高は139億円（前中間連結会計期間比2.3%増加）、営業損失は1億円（前中間連結会計期間の営業利益は6百万円）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益9億円を計上したが、仕入債務の減少172億円、未成工事支出金の増加73億円等により、3億円の利息の支払後で42億円のマイナス（前中間連結会計期間は53億円のマイナス）となった。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入2億円等により、2億円のプラス（前中間連結会計期間は11億円のマイナス）となった。財務活動によるキャッシュ・フローは、一時的な資金需要による短期借入金の増加等により56億円のプラス（前中間連結会計期間は44億円のプラス）となった。

以上により、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、期首残高と比較して15億円増加し、227億円となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める建設事業では生産実績を定義することが困難であり、建設事業においては請負形態をとっているため、販売実績という定義は実態にそぐわない。

また、当社グループにおいては、建設事業以外では受注生産形態をとっていない。

よって、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載している。

なお、参考のため提出会社単独の事業の状況は次のとおりである。

建設事業における受注工事高及び施工高の状況

(1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	工事別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越工事高			期中 施工高 (百万円)
						手持工事高 (百万円)	うち施工高		
							(%)	(百万円)	
前中間会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	土木工事	(140,919) 141,533	35,754	177,287	50,156	127,130	4.2	5,363	51,555
	建築工事	(69,743) 69,866	49,813	119,679	43,224	76,455	13.7	10,489	46,026
	合計	(210,662) 211,399	85,567	296,967	93,381	203,585	7.8	15,853	97,582
当中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	土木工事	(124,485) 124,576	49,826	174,403	44,234	130,169	5.8	7,542	47,286
	建築工事	(78,994) 78,970	57,430	136,401	44,700	91,701	21.1	19,355	54,906
	合計	(203,479) 203,547	107,257	310,804	88,934	221,870	12.1	26,897	102,192
前事業年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	土木工事	(140,919) 142,426	88,120	230,547	106,061	124,485	3.6	4,489	106,587
	建築工事	(69,743) 70,002	108,570	178,573	99,579	78,994	11.6	9,149	101,040
	合計	(210,662) 212,429	196,691	409,121	205,641	203,479	6.7	13,638	207,628

(注) 1 前事業年度以前に受注したもので、契約の更改により請負金額に変更があるものについては、期中受注工事高にその増減額を含む。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

2 「期首繰越工事高」欄の上段()内表示額は期首における前期末繰越高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものである。

3 期中施工高は(期中完成工事高 + 期末繰越施工高 - 前期繰越施工高)に一致する。

4 期末繰越工事高の施工高は、手持工事ごとの進捗度により算出したものである。

5 期中受注工事高のうち海外工事の割合は前中間会計期間7.0%、当中間会計期間21.1%及び前事業年度14.8%で、そのうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間	スリランカ道路開発庁	マナンピティヤ新幹線道路橋梁建設計画
当中間会計期間	アルジェリア公共事業省高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区
前事業年度	Brother Industries Vietnam Ltd.	ブラザー工業ベトナム工場新築工事

(2) 完成工事高

期別	区分	国内		海外 (A) (百万円)	海外 (A)/(B) (%)	計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)			
前中間会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	土木工事	27,615	14,281	8,259	16.5	50,156
	建築工事	4,675	33,139	5,409	12.5	43,224
	合計	32,291	47,420	13,668	14.6	93,381
当中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	土木工事	26,855	9,851	7,527	17.0	44,234
	建築工事	4,669	33,585	6,444	14.4	44,700
	合計	31,525	43,437	13,971	15.7	88,934

(注) 1 海外工事の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前中間会計期間(%)	当中間会計期間(%)
東南アジア	56.0	56.2
北米	19.0	11.3
その他	25.0	32.5
計	100.0	100.0

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間の主なもの

鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北幹、飯山T(新井)他1・2
ベトナム運輸通信省	ハイバントネル北工区建設工事
東京地下鉄(株)	13号線新千駄ヶ谷二工区土木工事
トヨタテック(株)	トヨタテック福岡株式会社工場建築工事
(株)紀文フードケミファ	紀文フードケミファ新埼玉工場増改修工事

当中間会計期間の主なもの

大阪府土地開発公社	岬町多奈川地区多目的公園用地造成事業土砂採取・供給工事
横浜市	高速鉄道4号線高田西工区土木工事
首都高速道路(株)	SJ34工区(1-4・2)西新宿北連結路トンネル工事
中部電力(株)	尾鷲火力排煙脱硫装置撤去工事
富士電機E&C(株)	太陽電池熊本工場新築工事

3 前中間会計期間及び当中間会計期間において、完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

(3) 手持工事高 (平成18年9月30日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
土木工事	94,253	35,915	130,169
建築工事	13,103	78,598	91,701
合計	107,356	114,514	221,870

手持工事のうち主なものは、次のとおりである。

国土交通省東北地方整備局	長井ダム本体建設第1工事	平成20年2月完成予定
アルジェリア公共事業省	アルジェリア東西高速道路東工区	平成22年1月完成予定
高速道路公団		
ベトナム電力公社	ダイニン水力発電プロジェクトC W2ダム工事	平成19年8月完成予定
(学)奈良学園	(仮称)関西科学大学第一期1号館、アリーナ新築工事	平成19年3月完成予定
三井不動産(株)	(仮称)浦安市東野一丁目計画新築工事	平成20年3月完成予定

3 【対処すべき課題】

「ハザマ第2次中期経営計画」について

当社グループは、グループを取り巻く環境の変化に即応すべく、成長戦略への転換をテーマとした「ハザマ第2次中期経営計画（平成18年3月期から平成20年3月期）」を鋭意遂行中である。具体的実施項目としては、建設市場の縮小による受注環境の悪化に備え、首都圏の支店体制の見直しをはじめとする営業体制の再構築や、土木事業部門に「見積・原価戦略グループ」を設置し、コストダウン対策を実施するとともに技術部門との連携により技術提案力の強化を図るなど競争力の強化に取り組み、一定の成果をあげることが出来た。

しかしながら、今後の受注競争の一段の激化に加え、今般の指名停止等の事態を踏まえ、当社グループとしては、これらの業績に与える影響等を十分に検証し、必要に応じ、さらなる「営業体制の見直し」と「技術力・収益力の強化」を積極的に推し進め、経営基盤の一層の強化を計っていく。

内部統制機能の充実について

当社は、内部統制機能の充実として、平成18年5月15日に内部統制システムの基本方針を定め、法令遵守の徹底に向けた組織体制の構築を進めている。しかしながら、今般、和歌山県発注（平成16年）のトンネル工事の入札において、談合罪にて従業員1名が平成18年11月1日に大阪地方検察庁から起訴された事態を踏まえ、当社としては、以下のコンプライアンス強化策を実施し、再発防止とともに早期の信頼回復に努めていく。

実施するコンプライアンス強化策

- 1．ハザマ行動規範の改訂
- 2．適正な営業活動の確保
- 3．コンプライアンス委員会・推進部の設置
- 4．内部通報制度の新設
- 5．定期的な教育・研修の実施

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

（建設事業）

当社グループは、常に「社会の一員としてひとりひとりの価値創造を活かし、豊かな未来の実現に貢献する」を基本理念として、土木・建築・環境分野を柱にさらなる品質の安定と十分な顧客満足を確保するべく、以下の通り積極的に技術・研究開発活動を推進しその成果の展開に取り組んでいる。

なお、当中間連結会計期間における研究開発への投資総額は約6億円（消費税抜き）である。

（1）施工技術・設計技術に関する技術・研究開発成果

上半期には、技術・研究開発成果に関して10件のプレスリリースを行った。このうち、昭和52年以前に建設された石油等のタンクの液状化対策技術であるアーチモール工法は、プレスリリースによってお客様からの引き合いが増加したため、今後、受注拡大に向け実地盤での施工性確認や設計・施工・積算マニュアルを整備していく予定である。また、独自技術として展開中の伝統木造構法では、白石城と大洲城において城郭の天守を対象とした初の振動測定を行い、伝統木造建築の振動特性を把握し取得データを設計値と比較することで、設計通りの性能が十分に発揮されることを確認した。

（2）各種表彰の受賞

「杭基礎耐震補強工法（CPR工法）の開発」により“平成17年度地盤工学会技術開発賞”を受賞した。また、「軟弱粘性土地盤を改良する気水分離方式真空圧密工法（高真空N&H工法）」により“土木学会技術開発賞（平成17年度）”と“第8回国土技術開発賞”を受賞した。これらの受賞を励みとして、来るべき大地震に備えるための耐震・防災技術や軟弱地盤の改良技術にさらに磨きをかけていく。

（3）環境分野における技術開発及び展開

土壌汚染修復技術の適用実績を整理・分析するとともに、土壌浄化剤の基本性能を実験等によって再確認することで、土壌浄化剤選定に関するノウハウを取得した。今後は多様な汚染形態に最も適した処理方法を提案できるよう技術力を高めていく。また、東京ビッグサイトで開催された土壌・地下水環境展には、1000人を超える多くの方々に来場いただき、ハザマが保有するPOPs埋農薬処理技術や、鉄の微粒粉末を含む懸濁液CI剤(Colloidal Iron)を地盤に注入することで汚染土壌を浄化するDOG工法などの各種の環境関連工法等について高い関心を持っていただいた。今後とも引き続き、実物件への適用とあわせて技術の改良に努めていく。

（4）原子力関連保有技術の展開

廃棄物処分プロジェクトに焦点を絞り、ハザマが得意とする熱・水・応力の連成解析技術や地下水流動解析技術で他社との差別化を図るとともに、解析技術を施工技術と組み合わせ、これを積極的に提案することで地下深部の空洞に密封するためのベントナイト締固め技術などの受託研究業務に継続的に取り組んでいる。同時にハザマ独自の研究開発も推進し、得られた成果を深地層研究施設での研究や廃棄物処分プロジェクトへ展開すべく活動を進めている。

（その他の事業）

当中間連結会計期間は、研究開発活動は特段行われていない。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	397,250,000
第 種優先株式	750,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	250,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年11月30日)	上場証券取引所名 又は登録証券業協 会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
第 種優先株式	750,000	750,000	非上場・非登録	1
第 種優先株式	875,000	875,000	非上場・非登録	2
第 種優先株式	875,000	875,000	非上場・非登録	3
第 種優先株式	250,000	250,000	非上場・非登録	4
計	102,750,000	102,750,000		

1、 2、 3 第 種、第 種及び第 種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)によって発行されている。

1 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)または第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金(以下「第 種優先配当金」という。)を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額(4,000円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率(以下「第 種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とす

る。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.500\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当会社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求す

ることができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加す

ることの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。
- (iv) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自

己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。

- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記a(i)の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa(iii)で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
 - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第1種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取

得日」という。)をもって、当会社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(5)(ハ)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

2 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.750\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。
- (iv) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等に

より取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - (i) 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定め

る内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

(iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

3 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR (1年物)} + 2.000\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR (1年物)」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前

11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第 種累積未払配当金」という。）は翌事業年度に限り、第 種ないし第 種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う。

参加条項

第 種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、1株につき第 種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当会社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株あたりの払込金額}}{1\text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記（ ）も同様とする。）。
 - (iv) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
 - c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その

計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
 - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに剰余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

4 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の

前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR (1年物)} + 1.875\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR (1年物)」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円TIBOR) とし、て全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR (1年物) が公表されていなければ、同日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート (ユーロ円LIBOR1年物 (360日ベース)) とし、て英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (1年物) に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求

取得請求額

第 種優先株主は、当社に対し平成16年8月1日以降、第 種優先株式の一部または全部の金銭による取得を請求することができる。

取得限度額

当社は、上記 の請求がなされた場合に限り、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第 種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する。）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する。）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

取得の対価

当社は、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。

抽選その他の方法

上記 による取得請求の総額が、上記 に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第 種優先株式を決定する。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 募集株式の割当て

当社は、第 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、第 種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
 - (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記（ ）も同様とする。）。
 - (iv) 当会社が取得するのと引換えに普通株式にの交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a(ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa(iii)で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
 - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(6) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法280条ノ20の規定に基づき新株予約権を発行している。

平成18年3月15日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年10月31日)
新株予約権の数(個) 1	125	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	12,500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 347	同左
新株予約権の行使期間 3	自 平成19年4月2日 至 平成22年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 4	発行価格 350.43 資本組入額 176	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

1 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100,000株である。

ただし、下記(1)ないし(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(1)当社が 2(3)の規定に従って行使価額(2(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、 2(3)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる 2(3) および による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、 2(3) (ロ)ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2

(1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初347円とする。

(2)行使価額の修正

平成19年4月2日以降、5(1)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、(3) または で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が174円(以下「下限行使価額」という。ただし、(3) ないし による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(3)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たりの} \\ & & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{発行・処分価額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \\ & & & & \text{時価} & & \\ & & & & \text{既発行株式数 + 新発行・処分株式数} & & \end{array}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに交付する場合または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の取得または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられてたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降(ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えているため基準日がある場合は、その日の翌日以降)、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割又は株式無償割当てのための基準日の翌日から当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については5(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合または (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(イ) 行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

(ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、(ロ)ただし書の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、(ロ)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(イ) 株式の併合、資本金の額の減少、会社法第5編第3章第2節に定められた新設分割、同章1節に定められた吸収分割、または同編第2章に定められた合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(2) または ないし により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり343,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。この場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。

4

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価格は、350.43円とする。ただし、1(1)ないし(3)および2(2)または2(3)によって修正または調整が行われることがある。

(2) 本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1)本新株予約権の行使の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。ただし、当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2)当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

6 本新株予約権行使請求および払込みの方法

(1)本新株予約権を行使するには、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを7に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2)前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額（以下「払込金」という。）を現金にて8に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(3)行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

7 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社間組 経営企画本部 総務部
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

8 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

9 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

10 新株予約権行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当については、行使がなされた日の属する事業年度の初めの日に当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。ただし、会社法第454条第5項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度を設けるための定款変更をした場合は、行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当または会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

11 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の発行日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日		102,750		12,000		3,000

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	10,000	10.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,406	4.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,855	2.86
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,548	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,404	2.40
有限会社エーアイ・バリュー・ パートナーズ	愛知県名古屋市千種区星が丘元町15番14号	2,072	2.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,591	1.59
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	1,436	1.44
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,309	1.31
西武建設株式会社	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	1,190	1.19
計		29,814	29.81

- (注) 1 前事業年度末において主要株主であった青山管財株式会社は、当中間会計期間末現在では主要株主ではなくなっている。
2 所有株式は、すべて信託業務に係るものである。

第 種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	375	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	375	50.00
計		750	100.00

第 種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	437.5	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	437.5	50.00
計		875	100.00

第 種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	750	85.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	125	14.29
計		875	100.00

第 種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	250	100.00
計		250	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,750,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) 1	普通株式 99,739,600	997,396	同上
単元未満株式 2	普通株式 238,400		同上
発行済株式総数	102,750,000		
総株主の議決権		997,396	

1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が26,200株(議決権262個)含まれている。

2 「単元未満株式」には、自己株式17株が含まれている。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社間組	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	22,000		22,000	0.02
計		22,000		22,000	0.02

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	363	321	275	251	227	242
最低(円)	306	245	227	199	202	200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりである。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	常務執行役員 西日本担当	片山富雄	平成18年10月12日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1	現金預金	19,541		23,364		21,796	
2	受取手形・完成工事 未収入金等	57,415		55,341		65,259	
3	未成工事支出金	15,162		20,742		13,343	
4	その他たな卸資産	659		642		723	
5	立替金	17,337		17,584		20,334	
6	繰延税金資産	4,395		5,156		5,934	
7	その他	4,644		4,026		3,672	
	貸倒引当金	56		141		135	
	流動資産合計	119,100	72.3	126,716	74.8	130,928	75.3
固定資産							
1 有形固定資産							
(1)	建物・構築物	16,006		15,545		15,641	
(2)	機械・運搬具・ 工具器具備品	13,105		12,971		12,994	
(3)	土地	14,607		14,463		14,506	
(4)	建設仮勘定	9					
	減価償却累計額	19,937	23,790	19,977	23,003	19,778	23,364
2	無形固定資産	567		434		517	
3 投資その他の資産							
(1)	投資有価証券	12,908		14,387		14,295	
(2)	繰延税金資産	4,483		1,258		953	
(3)	その他	4,065		3,654		3,877	
	貸倒引当金	199	21,258	144	19,155	164	18,961
	固定資産合計	45,616	27.7	42,594	25.2	42,843	24.7
	資産合計	164,717	100.0	169,310	100.0	173,772	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1	2	60,777		53,522		70,803		
2	1	11,000		12,989		5,989		
3		13,895		25,095		14,240		
4		21,648		22,025		25,379		
5		270		451		467		
6		416		447		339		
7		360		190		231		
8		3,632		3,740		4,362		
流動負債合計		112,000	68.0	118,462	69.9	121,813	70.1	
固定負債								
1	1	20,697		16,632		17,607		
2		3,072		3,277		3,065		
3		11		29		58		
固定負債合計		23,781	14.4	19,939	11.8	20,731	11.9	
負債合計		135,781	82.4	138,401	81.7	142,545	82.0	
(資本の部)								
資本金								
資本金		12,000	7.3			12,000	6.9	
資本剰余金		9,000	5.5			9,000	5.2	
利益剰余金		6,209	3.8			7,538	4.3	
その他有価証券 評価差額金		1,730	1.0			2,693	1.6	
自己株式		3	0.0			4	0.0	
資本合計		28,936	17.6			31,227	18.0	
負債資本合計		164,717	100.0			173,772	100.0	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				12,000			
2 資本剰余金				9,000			
3 利益剰余金				7,261			
4 自己株式				5			
株主資本合計				28,255	16.7		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金				2,618			
2 繰延ヘッジ損益				7			
評価・換算差額等 合計				2,610	1.6		
新株予約権				42	0.0		
純資産合計				30,908	18.3		
負債純資産合計				169,310	100.0		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高										
1 完成工事高		97,040			91,897			213,328		
2 付帯事業等売上高		8,400	105,441	100.0	8,080	99,977	100.0	17,145	230,474	100.0
売上原価										
1 完成工事原価		89,689			85,531			197,140		
2 付帯事業等売上原価		7,715	97,405	92.4	7,611	93,143	93.2	15,883	213,024	92.4
売上総利益										
(1) 完成工事総利益		7,351			6,365			16,187		
(2) 付帯事業等総利益		684	8,036	7.6	469	6,834	6.8	1,262	17,449	7.6
販売費及び一般管理費	1		5,310	5.0		5,370	5.3		10,601	4.6
営業利益			2,726	2.6		1,464	1.5		6,848	3.0
営業外収益										
1 受取利息		19			22			45		
2 受取配当金		84			107			170		
3 保険収入		75			50					
4 持分法による投資利益		47						9		
5 為替差益		41						103		
6 その他		35	304	0.3	32	212	0.2	97	427	0.2
営業外費用										
1 支払利息		348			402			828		
2 為替差損					208					
3 先行投資費用		159			160			374		
4 シンジケートローン 手数料		101								
5 その他		94	703	0.7	181	952	1.0	424	1,627	0.7
経常利益			2,326	2.2		724	0.7		5,647	2.5
特別利益										
1 前期損益修正益		54			60			54		
2 貸倒引当金戻入益		117			15			38		
3 固定資産売却益	2	22			240			30		
4 投資有価証券売却益			193	0.2	287	604	0.6		122	0.0
特別損失										
1 固定資産売却損	3				53					
2 投資有価証券評価損					133			160		
3 ゴルフ会員権等評価損					114					
4 訴訟和解費用					57			113		
5 本店等移転損失		589						590		
6 その他		236	826	0.8	50	409	0.4	256	1,121	0.5
税金等調整前中間 (当期)純利益			1,693	1.6		919	0.9		4,649	2.0
法人税、住民税及び 事業税		244			379			538		
法人税等調整額		644	889	0.8	459	838	0.8	1,977	2,516	1.1
中間(当期)純利益			803	0.8		80	0.1		2,132	0.9

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			9,000		9,000
資本剰余金中間期末(期末)残高			9,000		9,000
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			5,779		5,779
利益剰余金増加高					
中間(当期)純利益		803	803	2,132	2,132
利益剰余金減少高					
株主配当金		207		207	
連結子会社と非連結子会社の 合併に伴う利益剰余金減少高		165	373	165	372
利益剰余金中間期末(期末)残高			6,209		7,538

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,000	9,000	7,538	4	28,533
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			357		357
中間純利益			80		80
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)			277	1	278
平成18年9月30日残高(百万円)	12,000	9,000	7,261	5	28,255

項 目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,693		2,693	42	31,270
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					357
中間純利益					80
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	75	7	83		83
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	75	7	83		362
平成18年9月30日残高(百万円)	2,618	7	2,610	42	30,908

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ ・フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		1,693	919	4,649
2 減価償却費		488	460	1,011
3 貸倒引当金の増減額(減少：)		115	14	38
4 本店等移転損失		589		590
5 受取利息及び受取配当金		104	129	215
6 支払利息		348	402	828
7 為替差損益(益：)		74	47	223
8 ゴルフ会員権等評価損			114	
9 有形固定資産売却損益(益：)		20	187	13
10 投資有価証券売却損益(益：)			285	20
11 投資有価証券評価損			133	160
12 売上債権の増減額(増加：)		8,574	9,917	731
13 未成工事支出金の増減額 (増加：)		1,405	7,398	419
14 たな卸資産の増減額(増加：)		437	81	345
15 立替金の増減額(増加：)		1,033	2,749	1,962
16 仕入債務の増減額(減少：)		12,297	17,280	2,272
17 未成工事受入金の増減額 (減少：)		144	10,854	490
18 預り金の増減額(減少：)		1,229	3,353	2,500
19 未払消費税等の増減額(減少：)		2,545	880	570
20 その他		361	301	537
小計		4,845	3,546	5,914
21 利息及び配当金の受取額		107	125	576
22 利息の支払額		270	384	759
23 法人税等の支払額		389	450	589
営業活動による キャッシュ・フロー		5,398	4,256	5,142

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ ・フロー計算書
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有価証券・投資有価証券の 取得による支出			679	632
2 有価証券・投資有価証券の 売却等による収入		11	681	329
3 有形固定資産の取得による支出		383	114	710
4 有形固定資産の売却による収入		37	291	327
5 貸付けによる支出		60	72	90
6 貸付金の回収による収入		75	101	98
7 その他		861	3	963
投資活動による キャッシュ・フロー		1,179	205	1,642
財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額(減少：)		8,000	6,355	1,700
2 長期借入れによる収入		3,000		15,897
3 長期借入金の返済による支出		6,305	329	21,002
4 株主配当金の支払額		207	357	207
5 その他		0	1	41
財務活動による キャッシュ・フロー		4,486	5,666	3,572
現金及び現金同等物に係る 換算差額		74	47	209
現金及び現金同等物の 増減額(減少：)		2,017	1,567	138
現金及び現金同等物の期首残高		20,947	21,202	20,947
合併による現金及び 現金同等物の増加額		116		116
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		19,047	22,770	21,202

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 なお、日本イコス(株)は平成17年4月1日をもって青山機工(株)により吸収合併されている。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 なお、日本イコス(株)は平成17年4月1日をもって青山機工(株)により吸収合併されている。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 1社 新津名開発(株)</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 持分法非適用の主要な関連会社名 (株)アッシュクリート 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 無し</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 同左 持分法非適用の主要な関連会社名 同左</p>	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 1社 新津名開発(株) なお、新津名開発(株)は、当連結会計年度に清算されたため、清算時点までの利益のうち持分に見合う額を当期純利益に含めている。</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 同左 持分法非適用の主要な関連会社名 (株)アッシュクリート 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	連結子会社の中間決算日 は、中間連結決算日と一致 している。	同左	連結子会社の決算日は、 連結決算日と一致してい る。
4 会計処理基準に関 する事項 (1) 重要な資産の評 価基準及び評価 方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価 格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本 直入法により処理し、 売却原価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法による原 価法 デリバティブ 時価法 たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法 付帯事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価 法	有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価 格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資 産直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定) 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左	有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等 に基づく時価法(評価 差額は全部資本直入法 により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定) 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左
(2) 重要な減価償却 資産の減価償却 の方法	有形固定資産 建物については定額法 (連結子会社1社は定率 法)、その他の有形固定資 産については定率法によ っている。 なお、連結子会社(1社) はリース資産について、リ ース契約期間を耐用年数と する定額法によっている。 また、耐用年数及び残存 価額については、主として 法人税法に規定する方法と 同一の基準によっている。	有形固定資産 同左	有形固定資産 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(705百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(846百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(740百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>ただし、当中間連結会計期間は、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用51百万円を特別損失に計上している。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>ただし、連結会計年度は、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用111百万円を特別損失に計上している。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。</p> <p>ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性のある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は62,572百万円、完成工事原価は57,563百万円である。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は57,377百万円、完成工事原価は53,060百万円である。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は125,602百万円、完成工事原価は114,886百万円である。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>

中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は30,873百万円である。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「為替差益」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」は、22百万円である。</p> <p>2 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当中間連結会計期間8百万円)は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「固定資産売却損」(当中間連結会計期間16百万円)は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>4 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「退職給付変更時差異特別償却」(当中間連結会計期間51百万円)は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>5 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「特別退職関連費用」(当中間連結会計期間1百万円)は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「シンジケートローン手数料」(当中間連結会計期間50百万円)は、営業外費用の総額100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産売却損」は、16百万円である。</p> <p>3 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は、8百万円である。</p> <p>4 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「ゴルフ会員権等評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「ゴルフ会員権等評価損」は、13百万円である。</p> <p>5 前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「訴訟和解費用」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「訴訟和解費用」は、79百万円である。</p>

<p style="text-align: center;">前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「退職給付変更時差異特別償却」(当中間連結会計期間51百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「投資有価証券売却損益(益:)」(当中間連結会計期間15百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前中間連結会計期間において、区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当中間連結会計期間8百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「ゴルフ会員権等評価損」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「ゴルフ会員権等評価損」は、13百万円である。</p> <p>2 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券売却損益(益:)」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券売却損益(益:)」は、15百万円である。</p> <p>3 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は、8百万円である。</p> <p>4 前中間連結会計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「有価証券・投資有価証券の取得による支出」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、前中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「有価証券・投資有価証券の取得による支出」は、0百万円である。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	
1	1	1	1	1	1
担保に供している資産は次のとおりである。		担保に供している資産は次のとおりである。		担保に供している資産は次のとおりである。	
(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。	
債務の内訳		債務の内訳		債務の内訳	
短期借入金	7,700百万円	短期借入金	5,789百万円	短期借入金	2,289百万円
長期借入金	20,697	長期借入金	16,632	長期借入金	17,607
計	28,397	計	22,422	計	19,897
担保差入資産		担保差入資産		担保差入資産	
建物・構築物	5,568百万円	建物・構築物	5,176百万円	建物・構築物	5,288百万円
土地	13,593	土地	13,471	土地	13,494
投資有価証券	7,004	投資有価証券	8,151	投資有価証券	8,130
計	26,166	計	26,799	計	26,913
(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。	
現金預金	481百万円	現金預金	481百万円	現金預金	481百万円
流動資産・その他	3	流動資産・その他	0	流動資産・その他	0
建物・構築物	310	建物・構築物	295	建物・構築物	303
土地	84	土地	84	土地	84
投資有価証券	1,863	投資有価証券	769	投資有価証券	743
投資その他の資産・その他	167	投資その他の資産・その他	167	投資その他の資産・その他	167
計	2,911	計	1,799	計	1,781
(ハ)		(ハ) 関係会社の借入金(2,078百万円)に対して下記の資産を担保に供している。		(ハ) 関係会社の借入金(1,878百万円)に対して下記の資産を担保に供している。	
2 保証債務		2 保証債務		2 保証債務	
(イ) 下記の借入金について保証を行っている。		(イ) 下記の借入金について保証を行っている。		(イ) 下記の借入金について保証を行っている。	
従業員住宅ローン	336百万円	従業員住宅ローン	226百万円	従業員住宅ローン	280百万円
(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。		(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。		(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。	
(株)菱和ライフクリエイト	813百万円	扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	555百万円	扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	124百万円
(株)大京	241	その他 2件	211	その他 2件	28
計	1,266	計	1,266	計	152
(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。		(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。		(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。	
(株)くまもとアカデミックサービス	198百万円	(株)くまもとアカデミックサービス	122百万円	(株)くまもとアカデミックサービス	174百万円
なお、上記金額は、当社負担額を記載している。		なお、上記金額は、当社負担額を記載している。		なお、上記金額は、当社負担額を記載している。	

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
3 受取手形割引高 2,151百万円 受取手形裏書 譲渡高 68	3 受取手形裏書譲渡高 37百万円	3 受取手形裏書譲渡高 85百万円
4	4 2 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれている。 受取手形 286百万円 支払手形 14	4

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
<p>1 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>2,181百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>104</td> </tr> </table>	従業員給料手当	2,181百万円	賞与引当金繰入額	98	退職給付費用	104	<p>1 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>2,256百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>289</td> </tr> </table>	従業員給料手当	2,256百万円	賞与引当金繰入額	103	退職給付費用	289	<p>1 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>4,452百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>234</td> </tr> </table>	従業員給料手当	4,452百万円	退職給付費用	234		
従業員給料手当	2,181百万円																			
賞与引当金繰入額	98																			
退職給付費用	104																			
従業員給料手当	2,256百万円																			
賞与引当金繰入額	103																			
退職給付費用	289																			
従業員給料手当	4,452百万円																			
退職給付費用	234																			
<p>2 2 固定資産売却益の内訳</p> <table> <tr> <td>機械・運搬具</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22</td> </tr> </table>	機械・運搬具	22百万円	計	22	<p>2 2 固定資産売却益の内訳</p> <table> <tr> <td>土地</td> <td>240百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>240</td> </tr> </table>	土地	240百万円	その他	0	計	240	<p>2 2 固定資産売却益の内訳</p> <table> <tr> <td>機械装置</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30</td> </tr> </table>	機械装置	20百万円	建物	5	その他	4	計	30
機械・運搬具	22百万円																			
計	22																			
土地	240百万円																			
その他	0																			
計	240																			
機械装置	20百万円																			
建物	5																			
その他	4																			
計	30																			
<p>3 3</p>	<p>3 3 固定資産売却損の内訳</p> <table> <tr> <td>土地</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53</td> </tr> </table>	土地	23百万円	建物	29	その他	0	計	53	<p>3 3</p>										
土地	23百万円																			
建物	29																			
その他	0																			
計	53																			
<p>4 当社グループの売上高は、通常の営業の形態として上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節の変動がある。</p>	<p>4 同左</p>	<p>4</p>																		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	17	4		22

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 4千株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当中間連結 会計期間 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	42
合計			12,500			12,500	42

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

2 なお、平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	149	1.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第 種優先株式	48	64.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第 種優先株式	65	74.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第 種優先株式	74	84.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第 種優先株式	19	79.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金預金勘定 19,541百万円	現金預金勘定 23,364百万円	現金預金勘定 21,796百万円
預入期間が3ヶ月を超える 493	預入期間が3ヶ月を超える 593	預入期間が3ヶ月を超える 593
定期預金	定期預金	定期預金
現金及び現金同等物 19,047	現金及び現金同等物 22,770	現金及び現金同等物 21,202

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																														
<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>669</td> <td>328</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>688</td> <td>342</td> <td>346</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>346</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>90百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>90</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	669	328	341	その他	18	13	4	合計	688	342	346	1年内	144百万円	1年超	201	計	346	支払リース料	90百万円	減価償却費相当額	90	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>653</td> <td>296</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>666</td> <td>303</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>363</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>85</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	653	296	356	その他	13	6	6	合計	666	303	363	1年内	145百万円	1年超	218	計	363	支払リース料	85百万円	減価償却費相当額	85	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>657</td> <td>307</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>672</td> <td>319</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>143百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>353</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>176百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>176</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	657	307	350	その他	14	11	3	合計	672	319	353	1年内	143百万円	1年超	209	計	353	支払リース料	176百万円	減価償却費相当額	176
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
機械・運搬具 工具器具備品	669	328	341																																																																													
その他	18	13	4																																																																													
合計	688	342	346																																																																													
1年内	144百万円																																																																															
1年超	201																																																																															
計	346																																																																															
支払リース料	90百万円																																																																															
減価償却費相当額	90																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
機械・運搬具 工具器具備品	653	296	356																																																																													
その他	13	6	6																																																																													
合計	666	303	363																																																																													
1年内	145百万円																																																																															
1年超	218																																																																															
計	363																																																																															
支払リース料	85百万円																																																																															
減価償却費相当額	85																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																													
機械・運搬具 工具器具備品	657	307	350																																																																													
その他	14	11	3																																																																													
合計	672	319	353																																																																													
1年内	143百万円																																																																															
1年超	209																																																																															
計	353																																																																															
支払リース料	176百万円																																																																															
減価償却費相当額	176																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																				
<p>(貸手側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間 期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>130</td> <td>81</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>130</td> <td>81</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>82</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間期末残高が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低い ため、受取利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)受取リース料及び減価償却費</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>13</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	130	81	49	合計	130	81	49	1年内	47百万円	1年超	35	計	82	受取リース料	27百万円	減価償却費	13	1年内	2百万円	1年超	0	計	2	<p>(貸手側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間 期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>123</td> <td>84</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>123</td> <td>84</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)受取リース料及び減価償却費</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	123	84	39	合計	123	84	39	1年内	20百万円	1年超	30	計	51	受取リース料	24百万円	減価償却費	9	1年内	0百万円	1年超		計	0	<p>(貸手側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td>190</td> <td>123</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>190</td> <td>123</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>66</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が営業債権の期末残高等に占める割合が低い ため、受取利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)受取リース料及び減価償却費</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>27</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	190	123	66	合計	190	123	66	1年内	45百万円	1年超	21	計	66	受取リース料	50百万円	減価償却費	27	1年内	1百万円	1年超		計	1
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)																																																																																			
機械・運搬具 工具器具備品	130	81	49																																																																																			
合計	130	81	49																																																																																			
1年内	47百万円																																																																																					
1年超	35																																																																																					
計	82																																																																																					
受取リース料	27百万円																																																																																					
減価償却費	13																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	0																																																																																					
計	2																																																																																					
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末残高 (百万円)																																																																																			
機械・運搬具 工具器具備品	123	84	39																																																																																			
合計	123	84	39																																																																																			
1年内	20百万円																																																																																					
1年超	30																																																																																					
計	51																																																																																					
受取リース料	24百万円																																																																																					
減価償却費	9																																																																																					
1年内	0百万円																																																																																					
1年超																																																																																						
計	0																																																																																					
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																																																			
機械・運搬具 工具器具備品	190	123	66																																																																																			
合計	190	123	66																																																																																			
1年内	45百万円																																																																																					
1年超	21																																																																																					
計	66																																																																																					
受取リース料	50百万円																																																																																					
減価償却費	27																																																																																					
1年内	1百万円																																																																																					
1年超																																																																																						
計	1																																																																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	6,423	9,259	2,835
その他	282	293	11
合計	6,705	9,552	2,847

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	3
合計	8
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,803
合計	2,803

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	7,074	11,488	4,414
合計	7,074	11,488	4,414

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	0
合計	5
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,574
合計	2,574

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	6,787	11,259	4,471
合計	6,787	11,259	4,471

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	0
合計	5
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,707
合計	2,707

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

該当事項なし。

当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当事項なし。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	97,040	8,400	105,441		105,441
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		11,626	11,626	(11,626)	
計	97,040	20,027	117,067	(11,626)	105,441
営業費用	94,380	19,671	114,052	(11,337)	102,715
営業利益	2,660	355	3,015	(289)	2,726

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は361百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	91,897	8,080	99,977		99,977
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		10,677	10,677	(10,677)	
計	91,897	18,757	110,655	(10,677)	99,977
営業費用	90,286	18,604	108,890	(10,377)	98,513
営業利益	1,610	153	1,764	(299)	1,464

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は314百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	213,328	17,145	230,474		230,474
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		27,149	27,149	(27,149)	
計	213,328	44,295	257,623	(27,149)	230,474
営業費用	206,427	43,700	250,128	(26,501)	223,626
営業利益	6,900	595	7,495	(647)	6,848

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は696百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	91,772	13,668	105,441		105,441
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	91,772	13,668	105,441		105,441
営業費用	88,768	13,662	102,431	284	102,715
営業利益	3,003	6	3,010	(284)	2,726

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は361百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	85,998	13,979	99,977		99,977
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9		9	(9)	
計	86,008	13,979	99,987	(9)	99,977
営業費用	84,130	14,103	98,233	279	98,513
営業利益又は営業損失()	1,877	123	1,753	(289)	1,464

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は314百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	202,911	27,563	230,474		230,474
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	50		50	(50)	
計	202,961	27,563	230,524	(50)	230,474
営業費用	195,614	27,410	223,024	601	223,626
営業利益	7,347	152	7,499	(651)	6,848

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は696百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	13,668
連結売上高(百万円)	105,441
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	13,979
連結売上高(百万円)	99,977
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	27,563
連結売上高(百万円)	230,474
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	12.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 179.02円	1株当たり純資産額 198.30円	1株当たり純資産額 200.23円
1株当たり 中間純利益金額 7.67円	1株当たり 中間純利益金額 0.41円	1株当たり 当期純利益金額 19.24円
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 5.59円	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 0.41円	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 14.84円

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	803	80	2,132
普通株主に帰属しない金額(百万円)	37	39	207
(うち第 種優先株式(累積型配当優先株式)に係る優先株式配当額(中間会計期間に係る要支払額)(百万円))	37	39	
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))			207
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	766	40	1,924
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,987	99,980	99,985
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	37	39	207
(うち第 種優先株式(累積型配当優先株式)に係る優先株式配当額(中間会計期間に係る要支払額)(百万円))	37	39	
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))			207
普通株式増加数(千株)	43,650	110	43,651
(うち優先株式(千株))	43,650		43,650
(うち新株予約権(千株))		110	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		30,908	
純資産の部の合計額から控除する額 (百万円)		11,082	
(うち残余財産分配請求権が優先 的な株式の払込金額(百万円))		11,000	
(うち第 種優先株式(累積型配 当優先株式)に係る優先株式配当額 (中間会計期間に係る要支払額) (百万円))		39	
(うち新株予約権(百万円))		42	
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)		19,826	
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末の普通株式の数(千株)		99,977	

(重要な後発事象)

該当事項なし。

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

提出日現在、提出会社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国8地方裁判所に提訴され審理中である。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金預金	2	15,563		20,383		17,245	
2 受取手形	3	4,521		2,347		5,603	
3 完成工事未収入金		50,612		50,693		57,090	
4 付帯事業等未収入金		44		75		208	
5 未成工事支出金		12,637		19,184		11,131	
6 付帯事業等支出金		100		117		91	
7 立替金		17,305		17,594		20,312	
8 繰延税金資産		4,358		5,120		5,901	
9 その他	2 4	4,715		4,617		3,778	
貸倒引当金		46		19		122	
流動資産合計		109,813	72.1	120,115	74.8	121,241	75.2
固定資産							
1 有形固定資産	2						
(1) 土地		13,978		13,837		13,876	
(2) その他	1	8,090		7,537		7,735	
有形固定資産計		22,069		21,375		21,612	
2 無形固定資産		543		417		497	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	2	12,281		14,638		13,877	
(2) 繰延税金資産		4,146		870		614	
(3) その他	2	3,682		3,321		3,539	
貸倒引当金		131		111		131	
投資その他の資産計		19,979		18,718		17,899	
固定資産合計		42,592	27.9	40,511	25.2	40,009	24.8
資産合計		152,405	100.0	160,627	100.0	161,250	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 支払手形	3	15,905		14,019		18,262	
2 工事未払金		41,091		37,666		47,745	
3 付帯事業等未払金		17		15		124	
4 短期借入金	2	11,000		12,989		5,989	
5 未成工事受入金		11,178		23,563		11,989	
6 付帯事業等受入金		76		20		21	
7 預り金		21,076		21,628		24,888	
8 完成工事補償引当金		269		446		465	
9 賞与引当金		351		383		285	
10 工事損失引当金		360		190		231	
11 その他		3,189		3,514		3,987	
流動負債合計		104,517	68.5	114,438	71.2	113,990	70.7
固定負債							
1 長期借入金	2	20,697		16,632		17,607	
2 退職給付引当金		2,382		2,548		2,350	
3 その他		11		28		59	
固定負債合計		23,091	15.2	19,209	12.0	20,016	12.4
負債合計		127,608	83.7	133,647	83.2	134,006	83.1
(資本の部)							
資本金							
資本剰余金							
1 資本準備金		3,000				3,000	
2 その他資本剰余金		6,000				6,000	
資本剰余金合計		9,000	5.9			9,000	5.6
利益剰余金							
1 任意積立金		1,000				1,000	
2 中間(当期)未処分利益		1,226				2,766	
利益剰余金合計		2,226	1.5			3,766	2.3
その他有価証券 評価差額金		1,574	1.0			2,482	1.5
自己株式		3	0.0			4	0.0
資本合計		24,796	16.3			27,243	16.9
負債資本合計		152,405	100.0			161,250	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				12,000	7.5		
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金				3,000			
(2) その他資本剰余金				6,000			
資本剰余金合計				9,000	5.6		
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
優先株式償還 積立金				1,000			
繰越利益剰余金				2,338			
利益剰余金合計				3,338	2.1		
4 自己株式				5	0.0		
株主資本合計				24,332	15.2		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金				2,611	1.6		
2 繰延ヘッジ損益				7	0.0		
評価・換算差額等 合計				2,604	1.6		
新株予約権				42	0.0		
純資産合計				26,979	16.8		
負債純資産合計				160,627	100.0		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高										
1 完成工事高		93,381			88,934			205,641		
2 付帯事業等売上高		153	93,534	100.0	184	89,118	100.0	657	206,299	100.0
売上原価										
1 完成工事原価		86,264			82,629			189,810		
2 付帯事業等売上原価		154	86,418	92.4	180	82,809	92.9	628	190,438	92.3
売上総利益										
(1) 完成工事総利益		7,116			6,305			15,830		
(2) 付帯事業等総利益					4			29		
(3) 付帯事業等総損失		0	7,116	7.6		6,309	7.1		15,860	7.7
販売費及び一般管理費			4,840	5.2		4,932	5.5		9,673	4.7
営業利益			2,276	2.4		1,376	1.6		6,187	3.0
営業外収益										
1 受取利息		15			22			32		
2 その他		234	250	0.3	227	249	0.3	746	779	0.4
営業外費用										
1 支払利息		348			404			831		
2 その他		345	694	0.7	548	952	1.1	777	1,608	0.8
経常利益			1,832	2.0		673	0.8		5,357	2.6
特別利益	1		182	0.2		424	0.4		114	0.0
特別損失	2		772	0.9		374	0.4		1,037	0.5
税引前中間(当期) 純利益			1,242	1.3		724	0.8		4,434	2.1
法人税、住民税 及び事業税		240			352			525		
法人税等調整額		641	881	0.9	441	793	0.9	2,008	2,533	1.2
中間(当期)純利益			360	0.4					1,900	0.9
中間純損失						69	0.1			
前期繰越利益			865						865	
中間(当期)未処分 利益			1,226						2,766	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項 目	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					優先株式 償還積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高 (百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	2,766	3,766	4	24,761
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)						357	357		357
中間純損失						69	69		69
自己株式の取得								1	1
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)									
中間会計期間中の変動額 合計 (百万円)						427	427	1	428
平成18年9月30日残高 (百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	2,338	3,338	5	24,332

項 目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,482		2,482	42	27,286
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					357
中間純損失					69
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	129	7	122		122
中間会計期間中の変動額 合計 (百万円)	129	7	122		306
平成18年9月30日残高 (百万円)	2,611	7	2,604	42	26,979

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法 付帯事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(705百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(846百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(738百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>ただし、当中間会計期間は、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用51百万円を特別損失に計上している。</p> <p>なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>ただし、当事業年度は、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用111百万円を特別損失に計上している。</p> <p>なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
5 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によって いる。ただし、為替予約等 が付されている外貨建金銭 債権債務等については、振 当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を 満たす金利スワップについ ては、特例処理を採用して いる。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金 利スワップ及び為替予約 取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失 の可能性がある資産・負 債のうち、相場変動等が 評価に反映されていない もの及びキャッシュ・フ ローが固定されその変動 が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、 ヘッジ対象となる資産・負 債が存在する場合に限りデ リバティブ取引を利用する 方針であり、短期的な売買 差益の獲得や投機を目的と するデリバティブ取引は行 わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性 の判定時点までの期間にお けるヘッジ対象及びヘッジ 手段の相場変動又はキャッ シュ・フロー変動の累計額 を比較することにより、ヘ ッジの有効性を評価してい る。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は62,035百万円、完成工事原価は56,871百万円である。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は56,856百万円、完成工事原価は52,704百万円である。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は124,253百万円、完成工事原価は114,133百万円である。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は26,944百万円である。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度末 (平成18年3月31日)		
1	1	1	1	1	1	
	有形固定資産 減価償却累計額	14,638	有形固定資産 減価償却累計額	14,785	有形固定資産 減価償却累計額	14,664
2	2	2	2	2	2	
	担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。	
	債務の内訳		債務の内訳		債務の内訳	
	短期借入金	7,700	短期借入金	5,789	短期借入金	2,289
	長期借入金	20,697	長期借入金	16,632	長期借入金	17,607
	計	28,397	計	22,422	計	19,897
	担保差入資産		担保差入資産		担保差入資産	
	有形固定資産	19,162	有形固定資産	18,648	有形固定資産	18,783
	投資有価証券	7,004	投資有価証券	8,151	投資有価証券	8,130
	計	26,166	計	26,799	計	26,913
	(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。	
	現金預金	481	現金預金	481	現金預金	481
	流動資産・その他	3	流動資産・その他	0	流動資産・その他	0
	有形固定資産	395	有形固定資産	380	有形固定資産	387
	投資有価証券	1,863	投資有価証券	769	投資有価証券	743
	投資その他の資産・その他	167	投資その他の資産・その他	167	投資その他の資産・その他	167
	計	2,911	計	1,799	計	1,781
	(ハ)		(ハ) 関係会社の借入金(2,078百万円)に対して下記の資産を担保に供している。		(ハ) 関係会社の借入金(1,878百万円)に対して下記の資産を担保に供している。	
			関係会社株式	20	関係会社株式	20
3	保証債務		3	保証債務		3
	(イ) 下記の借入金について保証を行っている。		(イ) 下記の借入金について保証を行っている。		(イ) 下記の借入金について保証を行っている。	
	従業員住宅ローン	336	従業員住宅ローン	226	従業員住宅ローン	280
	(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。		(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。		(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。	
	(株)菱和ライフクリエイト	813	扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	555	扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	124
	(株)大京	241			その他	28
	その他	211			計	152
	計	1,266				
	(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。		(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。		(ハ) 下記の会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。	
	(株)くまもとアカデミックサービス	198	(株)くまもとアカデミックサービス	122	(株)くまもとアカデミックサービス	174
	なお、上記金額は、当社負担額を記載している。		なお、上記金額は、当社負担額を記載している。		なお、上記金額は、当社負担額を記載している。	

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
4 受取手形割引高 2,151百万円 5	4 5 3 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれている。 受取手形 271百万円 支払手形 14	4 5
6 4 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示している。	6 4 同左	6

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 1 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金 106百万円 戻入益	1 1 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金 124百万円 戻入益 固定資産売却益 土地 240	1 1 特別利益のうち主要なもの 前期損益修正益 54百万円 固定資産売却益 機械装置 20 建物 5
2 2 特別損失のうち主要なもの 本店等移転 損失 589百万円	2 2 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券 評価損 133百万円 ゴルフ会員権 等評価損 114	2 2 特別損失のうち主要なもの 本店等移転 損失 589百万円 投資有価証券 評価損 160 訴訟和解費用 113 退職給付 変更時差異 特別償却 111
3 過去1年間の完成工事高 当社の完成工事高は、通常の営業形態として、事業年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違がある。当中間会計期間末に至る一年間の完成工事高は次のとおりである。 前事業年度 111,280百万円 下半期 当中間会計 93,381 期間 計 204,661	3 過去1年間の完成工事高 当社の完成工事高は、通常の営業形態として、事業年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違がある。当中間会計期間末に至る一年間の完成工事高は次のとおりである。 前事業年度 112,259百万円 下半期 当中間会計 88,934 期間 計 201,194	3
4 減価償却実施額 有形固定資産 223百万円 無形固定資産 92 計 315	4 減価償却実施額 有形固定資産 210百万円 無形固定資産 87 計 298	4 減価償却実施額 有形固定資産 463百万円 無形固定資産 186 計 649

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	17	4		22

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 4千株

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																										
<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>214</td> <td>108</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>630</td> <td>301</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>864</td> <td>424</td> <td>439</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>176百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>439</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	214	108	106	工具器具・備品	630	301	328	その他	18	13	4	合計	864	424	439	1年内	176百万円	1年超	263	計	439	支払リース料	108百万円	減価償却費相当額	108	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>215</td> <td>99</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>621</td> <td>276</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>850</td> <td>382</td> <td>467</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>179百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>467</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>104百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	215	99	115	工具器具・備品	621	276	345	その他	13	6	6	合計	850	382	467	1年内	179百万円	1年超	288	計	467	支払リース料	104百万円	減価償却費相当額	104	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>223</td> <td>104</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>614</td> <td>279</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>863</td> <td>395</td> <td>467</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>467</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>212百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	223	104	129	工具器具・備品	614	279	335	その他	14	11	3	合計	863	395	467	1年内	180百万円	1年超	287	計	467	支払リース料	212百万円	減価償却費相当額	212
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																									
車両運搬具	214	108	106																																																																																									
工具器具・備品	630	301	328																																																																																									
その他	18	13	4																																																																																									
合計	864	424	439																																																																																									
1年内	176百万円																																																																																											
1年超	263																																																																																											
計	439																																																																																											
支払リース料	108百万円																																																																																											
減価償却費相当額	108																																																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																									
車両運搬具	215	99	115																																																																																									
工具器具・備品	621	276	345																																																																																									
その他	13	6	6																																																																																									
合計	850	382	467																																																																																									
1年内	179百万円																																																																																											
1年超	288																																																																																											
計	467																																																																																											
支払リース料	104百万円																																																																																											
減価償却費相当額	104																																																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																									
車両運搬具	223	104	129																																																																																									
工具器具・備品	614	279	335																																																																																									
その他	14	11	3																																																																																									
合計	863	395	467																																																																																									
1年内	180百万円																																																																																											
1年超	287																																																																																											
計	467																																																																																											
支払リース料	212百万円																																																																																											
減価償却費相当額	212																																																																																											

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 137.62円	1株当たり純資産額 159.01円	1株当たり純資産額 160.38円
1株当たり 中間純利益金額 3.24円	1株当たり 中間純損失金額 1.09円 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、1株当たり 中間純損失であるため記載してない。	1株当たり 当期純利益金額 16.93円
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 2.51円		潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 13.23円

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益(純損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益(純損失)金額			
中間(当期)純利益(純損失)(百万円)	360	69	1,900
普通株主に帰属しない金額(百万円)	37	39	207
(うち第 種優先株式(累積型配当優先株式)に係る優先株式配当額(中間会計期間に係る要支払額)(百万円))	37	39	
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))			207
普通株式に係る中間(当期)純利益(純損失)(百万円)	323	109	1,692
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,987	99,980	99,985
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	37		207
(うち第 種優先株式(累積型配当優先株式)に係る優先株式配当額(中間会計期間に係る要支払額)(百万円))	37		
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))			207
普通株式増加数(千株)	43,650		43,651
(うち優先株式(千株))	43,650		43,650
(うち新株予約権(千株))			0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間末 平成17年9月30日	当中間会計期間末 平成18年9月30日	前会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		26,979	
純資産の部の合計額から控除する額 (百万円)		11,082	
(うち残余財産分配請求権が優先 的な株式の払込金額(百万円))		11,000	
(うち第 種優先株式(累積型配 当優先株式)に係る優先株式配当額 (中間会計期間に係る要支払額) (百万円))		39	
(うち新株予約権(百万円))		42	
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)		15,897	
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末の普通株式の数(千株)		99,977	

(重要な後発事象)

該当事項なし。

[前へ](#)

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

提出日現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国8地方裁判所に提訴され審理中である。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書

平成18年5月18日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第3期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月30日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月25日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 勝 己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月24日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月25日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 勝 己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月24日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 正 芳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社間組の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。